

案件名 障害者相談支援事業委託料の消費税の取扱いの誤認について

担当 市民福祉部 障がい福祉課 障がい者基幹相談支援センター
直通 055-934-4833

1 要 旨

社会福祉法人などに委託している障害者相談支援事業について、消費税を非課税の社会福祉事業として取り扱っていたことが、誤りであると判明しました。

2 経 緯

令和5年10月4日付けで国から各都道府県・市町村宛てに事務連絡が発出され、障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業の実施にあたり、税務上誤った取扱いをしている市町村があること、また、これらの事業については、消費税の課税対象となり、民間事業者に委託する場合の委託料については、消費税相当額を加えた金額を支払う必要があることが示されました。

これを受け、該当する委託契約の内容を確認したところ、消費税を非課税扱いとしていたことが判明しました。

上記の事務連絡では、「障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかった」とも述べられておりますが、本市においても、障害者相談支援事業は消費税の非課税対象となる社会福祉法上の社会福祉事業に該当するものと認識していたことが、今回の取扱いの原因となりました。

3 対 応

過去5年間及び本年度分の消費税未納分について、業務委託先法人への支払いを検討中です。

今後詳細な内容を精査の上、支払いに向けた準備を進めてまいります。

対 象 5法人

不足額 令和5年度分 3,292,500円
過年度分については、現在精査中です。